

奥羽仕置と会津領の知行基準

——「永楽銭」基準高の特質をめぐって——

川戸 貴史

本稿は天正18年(1590)の奥羽仕置^{おううしおき}で設定された会津領の知行基準になぜ「永楽銭」という単位が採用されたかについて検討することにより、豊臣政権における検地の特質について、近年の研究成果を踏まえて検討を行うものである。

奥羽仕置における会津領での検地では石高制ではなく「永楽銭」を知行基準として採用していた。その理由は、当地では貫高であったことを踏まえたものであり、まずは占領政策として迅速な土地把握が求められたためであった。

奥羽仕置の後に入部した蒲生氏郷^{はむもいうじきょう}は仕置によって確定した知行に基づいて年貢收取を開始する。その際、従来の研究では「半石半永」^{はんこくはんえい}法と呼ばれる、米と銭を半分ずつ收取する方式が採用されたといわれてきた。しかし実態はそうではなく、原則的に銭を收取しており、帳簿上ではその銭は「永楽銭」と記されていた。

この「永楽銭」とはどのような銭かが問題となる。そこで実際に徴収した「永楽銭」と当時の金の相場とを比較分析すると、この「永楽銭」は当時の通用銭とほぼ同価値であることが判明した。このことから「永楽銭」は永楽通宝と同義ではなく、特殊な価値を持つ銭でもなかった。豊臣政権は、直前に制圧した後北条氏領国において永楽通宝が超越した価値を持つ精銭であった点を踏まえ、奥羽においても同様の貨幣流通事情にあると誤解し、奥羽仕置において「永楽銭」を精銭として位置づけて收取対象としたのである。しかし実態は永楽通宝が精銭として流通しておらず、会津で年貢收取の基準として設定された「永楽銭」ははじめから実体を持たない精銭であり、帳簿上でのみ機能することとなった。結果として帳簿上の「永楽銭」から通用銭や米に一定の換算基準で読み替えられ、收取が行われていたのである。このように、豊臣政権の占領地における土地政策は、地域の事情を勘案した柔軟な対応を見せることが多かったものの、軍役整備を急ぐあまり、貨幣流通の実情の把握が不十分な場合もあったのである。